

○ 投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（資産運用報告の表示事項） 第七十二条 資産運用報告は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をその内容としなければならない。 「一・二 略」 二の二 投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項 「三・四 略」 （投資法人の役員等に関する事項） 第七十四条 第七十二条第二号に規定する「投資法人の役員等に関する事項」とは、次に掲げる事項その他投資法人の役員等（役員又は会計監査人をいう。以下同じ。）に関する重要な事項とする。 「一・二 略」</p>	<p>（資産運用報告の表示事項） 第七十二条 「同上」 「一・二 同上」 「号を加える。」 「三・四 同上」 （投資法人の役員等に関する事項） 第七十四条 第七十二条第二号に規定する「投資法人の役員等に関する事項」とは、次に掲げる事項その他投資法人の役員等（役員及び会計監査人をいう。以下同じ。）（当該営業期間の直前の営業期間の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該営業期間の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する重要な事項とする。 「一・二 同上」</p>

三 役員等と当該投資法人との間で補償契約（法第百十六条の二第

一項に規定する補償契約をいう。次号及び第三号の三において同
じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項

イ 当該役員等の氏名又は名称

ロ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員
等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置
を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

三の二 当該投資法人が役員等（当該営業期間の前営業期間の末日
までに退任した者を含む。次号において同じ。）に対して補償契
約に基づき法第百十六条の二第一項第一号に掲げる費用を補償し
た場合において、当該投資法人が、当該営業期間において、当該
役員等が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は
責任を負うことを知ったときは、その旨

三の三 当該投資法人が役員等に対して補償契約に基づき法第百十
六条の二第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及
び補償した金額

〔四〇十 略〕

十一 会計監査人と当該投資法人との間で法第百十五条の六第十二
項において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結し
ているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会
計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための
措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）

十二 〔略〕

三 削除

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔四〇十 同上〕

十一 会計監査人と当該投資法人との間で法第百十五条の六第十二
項において準用する会社法第四百二十七条第一項の契約を締結し
ているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会
計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を
講じている場合にあつては、その内容を含む。）

十二 〔同上〕

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>(投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項) 第七十四条の二 第七十二条第二号の二に規定する「投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項」とは、当該投資法人が保険者との間で役員等賠償責任保険契約（法第百十六条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。）を締結しているときにおける次に掲げる事項とする。</p> <p>一 当該保険者の氏名又は名称</p> <p>二 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲</p> <p>三 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によつて被保険者である役員等（当該投資法人の役員等に限る。）の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつてはその内容を含む。）</p> <p>「条を加える。」</p>
---	---